

中学校音楽科が必要である明確な答え

～音楽科 新学習指導要領を見すえて～

音楽科 原口 直

1. はじめに

「中学校に音楽の授業は必要だろうか」これは何年も前から議論されていることで、音楽科教育の研究会等では長きに渡って議論されたり、研究されたりしています。特に学習指導要領の改訂にあたって、新たな学習内容が入るたびに「他の学習よりも音楽科が大事だと胸を張って言える授業をしているだろうか」と自問自答する機会となっています。

今回の改訂で新しく追加されたり、追加されたりすることが一般的なニュースではクローズアップされます。例えば、小学校の外国語教育やプログラミング教育の導入、道徳の教科化などがわかりやすい例です。しかし、何かが増えるということは、他の何かが減らされたりなくなったりしているのだということを考えなければなりません。音楽科は常にこの問題と隣り合わせであると考えます。

しかし、今回の改訂で音楽科はむしろ、その存在を証明できたといえます。そして、改訂された点はすでに本校では当たり前になっていたことを証明するものとなりま

した。ここからは『新学習指導要領ガイドブック』で解説されている「新たに加えられた点」に照らして、

(1)生活や社会に関わる音楽

(2)口唱歌

(3)知的財産権

を世中流にひもときます。

2. 新学習指導要領に新たに加えられた点と世中の取り組み

(1)生活や社会に関わる音楽

「中学校の音楽の授業で学んだことが、生活や社会の何に役立つのか。」この問いへの明確な答えが新学習指導要領では求められています。世中ではこれまでも先行的に実践を重ねてきました。公開研究会で発表した内容を紹介します。

①様々なポピュラー音楽から、音楽のジャンルを知る。

[授業の内容]

4つのジャンルの音楽を聴かせ、自分が「どのジャンルが好きか。」「なぜ好きか。」を明確にする授業です。

[生活や社会との関わり]

昨今、生活の中で視聴する音楽

の獲得方法は、CDを店頭で購入する昭和・平成のスタイルから、動画配信サイトの視聴や定額制音楽配信サービスへと変貌しています。音楽を選ぶのは、もはや「おすすめ」や「この曲を“おきにいい”にした人は、この曲を聴いています」といった関連付けになっています。自分自身が根拠を持って、どのような音楽が好きだということを語れる知識を身に付ける力が必要とされています。

- ②文楽（人形浄瑠璃）から、地方自治体の音楽にかける税金を知る。

[授業の内容]

文楽の一場面を鑑賞させて、音楽を支える税金について考えさせる授業です。

[生活や社会との関わり]

音楽を含め、文化芸術を継承していくには少なくないお金がかかります。文楽を例に取り、地方自治体の税金が文化芸術に使われていることを知ることで、自らも関係する税金に対する考え方につながります。

- ③『交響曲第5番ハ短調』（運命）

から、企業の社会貢献活動を知る。

[授業の内容]

ベートーヴェンの曲を鑑賞させ、音楽を支える企業について考えさせる授業です。

[生活と社会]

音楽を支えるのは、国や地方自治体の税金だけではなく、企業もその一つです。一見、音楽とは関係のなさそうなサントリーや読売が、莫大な費用を要するホールやオーケストラを持つ意味は何かを考えさせます。

- ④『花は咲く』『民衆の歌』などから、社会を動かす音楽の力を知る。

[授業の内容]

音楽は時に人を動かす力があります。上記の2曲と『We Are The World』『Happy Christmas (War Is Over)』はいずれも、人々の考え方や行動を変えた音楽です。この4曲の特徴や共通点を、音楽の要素から批評する授業です。

[生活や社会との関わり]

人を動かす力のある音楽を理解することで、音楽を正しく聴き取る力を身につけます。

- ⑤AKB48の楽曲から、知的財産権(主に著作権)を知る

(後述します)

①～⑤いずれの授業も音楽の授業時間内にとどまらず、興味や思考を幅広く、生活や社会の中に見出せるような工夫をしています。

(2)口唱歌

世中の2・3年生なら、まずこ

の「口唱歌」この漢字の読みを答えることができるでしょう。一節をそらんじることができる人も多
いはず。この「^{くちしょうが}口唱歌」という言葉が新学習指導要領に加え
られました。指導内容を取扱う場合の配慮として、

(6)我が国の伝統的な歌唱や和楽器の指導に当たっては、言葉と音楽との関係、姿勢や身体の使い方についても配慮するとともに、適宜、口唱歌を用いること。

とあります。

まず、口唱歌とは何でしょうか。本誌『教育と研究』は保護者の皆さんを読者の対象としていま
すので、詳しく説明します。

口唱歌は音色やリズムを言葉で表したものです。和太鼓の奏法は「叩く」「叩かない」の2つです
が口唱歌はとても多彩です。

【叩く場合の口唱歌】

ド・コ・ドン・ス・テ
ドロロロ

【叩かない場合の口唱歌】

ツク・ツ・ン

同様に、こと箏では「テン」「トン」「シャン」「コロリン」など、楽器の音色や奏法によって

異なる口唱歌もあります。

記譜法として、西洋音楽の五線譜や音符・休符は最も優れている
と思う人が多いかもしれません。西洋楽器の打楽器の楽譜では、音符・休符の有無にとどまります。
あったとしても、強弱記号（フォルテやクレシエンドなど）や奏法の記号（アクセントやテヌートな
ど）です。しかし、口唱歌の利便性は世中生が最もよく知るところ
です。リズムだけでなく、音色の要素が含まれるとても便利な記譜法です。

和楽器の必修化から約20年を経て改めて載ったということは、これまで口唱歌を用いていなかった
のでしょうか。教科書には「^{しょうが}唱歌」という言葉や内容が載っています。しかし、和楽器指導を鑑賞のみという学校もあると聞きました。背景には高額で専門知識を必要とする和楽器を用意や管理が困難であること、いわゆる西洋音楽のみを学んできた教員の知識・技術不足等もあるようです。現在ではアウトリーチ（外部講師を招いての授業）や大学で和楽器（東京学芸大学では箏、尺八、篠笛、雅楽、民謡等）を学べる等改善されてきています。

●世中の和楽器教育

中学校における和楽器の必修化は平成14年度から始まっていま

す。本校では器楽領域として1年生で和太鼓『三宅島太鼓』、2年生で和太鼓『八丈島太鼓』を毎年1月に扱っています。鑑賞領域で箏・尺八、郷土の芸能（阿波踊りや祇園祭等）、文楽（人形浄瑠璃）等を1～3年生で扱っています。

口唱歌を主に用いる『三宅島太鼓』『八丈島太鼓』では、地理や風土といった背景を学んだ上で実技に入ります。まず口唱歌で旋律とリズムを十分に言えるようになってから、手や身体の動きを実際に叩いて習得していきます。和太鼓はバチと言われる木の棒で打面をおもいきり叩きます。安全面に配慮することも欠かせません。始めは戸惑っている生徒も口唱歌を覚えると自然に身体が動いてきます。歌唱が苦手な生徒でも、和太鼓では積極的に取り組む姿が見られます。

このように、我が国の教員が我が国の音楽を指導ができ、子どもたちが国内外の文化に触れた時、説明したり比較したりするという、いたって当たり前のことを世中生にはできるようになってほしいと考えます。

(3)知的財産権

知的財産権のうち、特に音楽に関わりが深いのは著作権です。言葉はどこかで聞いたことがあるのではないのでしょうか。

今までの学習指導要領にも知的

財産権についての記載があり、教科書に見開き1ページで紹介があります。新学習指導要領では知的財産権の指導について内容が大幅に増え、扱うことの意義や目的がより明確になりました。

【現在の学習指導要領】

音楽に関する知的財産権について、必要に応じて触れるようにすること。

【新学習指導要領】

自己や他者の著作物及びそれらの作者の創造性を尊重する態度の形成を図るとともに、必要に応じて、音楽に関する知的財産権について触れるようにすること。また、こうした態度の形成が、音楽文化の継承、発展、創造を支えていることへの理解につながるよう配慮すること。

知的財産権は、とても簡単に言うとう「作品を創る人に無断で使ったり、手を加えたりしてはいけません」ということです。

これまでは「創られたものを使う人」の立場の指導でよかったと考えられます。しかし、昨今では中学生でも「使う人」でなく「創る人」になる技術や機会を、容易に持てるようになっていま

す。YouTube等の動画サイトを見る、動画を撮影・編集する、サイトに投稿する等、高額な機材や高度な技術がなくてもできる時代です。中学生のなりたい職業ランキングにYouTuberが上がってくるのも「創る人」に意識が向いていることの表れと言えます。

だからこそ、著作権を含めた知的財産権教育が急がれているのです。

●世中の知的財産権教育

本校の知的財産権教育は社会人経験の中で学んできたこと、教員志望の動機の一つであることから、毎年3年生に必ずおこなう内容です。学習指導要領に載っているので、他の分野と同じように当然のこととしておこなっていましたが、今では内閣府、文化庁、日本知財学会をはじめとし、広い分野で多くの方にご参観いただく授業になっています。背景には知的財産権教育があまり普及していない現状があげられます。

内容は「AKB48は、いくらもらっているのか?」という切り口から、最も売れたCD(毎年、AKB48の楽曲)を鑑賞させ、まずは音楽の魅力を批評します。そして、著作権や創る人に目を向けさせていって、実際に生活の中にある知的財産権に気づき、考えるというものです。

また、授業の動機付けとして我が国の経常収支にも目を向けま

す。国際収支のうち、知的財産の分野で約2兆円の黒字を出していることに触れ、我が国の貿易で重要な項目であることを伝えます。

他にも図書室の協力で、知的財産権に関する著作物や発行物、新聞記事(TPP、ひょっこりはんBGM、音楽教室等)を使って学びを深めています。

3. まとめ

世中の音楽科では、新学習指導要領で「新しい」とされる内容をすでに取り組んでいることがわかりただけかと思います。

これらは次に記載されることを知って先行したのではなく、子どもたちや時代、社会、教育のニーズを察知して反応していった結果です。

これからの教育に必要なことは子どもたちが教えてくれると真に感じています。特に知的好奇心にあふれ、情報に敏感である世中生たちに感謝します。

【参考文献】

佐野靖(2018)『中学校・音楽科新学習指導要領ガイドブック』

教育芸術社
ソニー生命株式会社(2017)「中高生が思い描く将来についての意識調査2017『将来なりたい職業』」
(最終閲覧2019年1月6日)